

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
社会活動推進課	令和6年度多様な主体が連携した災害ボランティア活動推進事業	令和6年4月1日	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3-1-7	2,288,000円	本業務は、市町村社会福祉協議会、市町村、NPO、企業等多様な主体が連携して災害ボランティア活動を行う体制づくりを目的とするもので、市町村社協と支援団体との連携を見据えた事業展開が必要である。県内市町村社会福祉協議会とのネットワークや災害ボランティア活動調整のノウハウを有し、県内の災害ボランティア活動の課題を熟知している福岡県社会福祉協議会でなければ契約の目的を効果的かつ効率的に達成できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	コラボステーション福岡協働班	092-643-3938
文化振興課	令和5年度アクロス福岡地下2階南側地下通路及び南階段警備業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社にしけい	福岡市博多区店屋町5番10号	1,425,600円	アクロス福岡南側地下道は、アクロス福岡地下2階から、天神中央公園地下駐車場、福岡市役所等を結ぶもので、アクロス福岡建設に併せて建設されたものである。南側地下道の監視モニターはアクロス福岡の中央監視センターとつながっており、日常の巡回警備や緊急時の対応など、ビル全体の警備業務と一体的に実施されている。このため、当該警備業務については、アクロス福岡本体の警備業務を委託している業者に委託することが効率的かつ合理的である。(地方自治法施行令第167号の2第1項第2号該当)	文化第1係	092-643-3382
文化振興課	令和6年度「福岡県障がい者文化芸術活動支援センター運営事業」業務委託契約	令和6年4月1日	特定非営利活動法人まる	福岡市中央区野間3-19-26	5,284,000円	本事業においては、県内の障がい者文化芸術活動の現状・課題を熟知し、それに対応できる企画力・ネットワーク構築力が必要であり、また、著作権をはじめとした権利トラブルや、事業相談等へも対応できる幅広い知識が求められる。上記のような本業務を安定的・効果的に実施することできる事業者が特定非営利活動法人まるのみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第2係	092-643-3383
文化振興課	令和6年度「まごころアートFUKUOKA Gallery事業」実施業務委託契約	令和6年4月1日	特定非営利活動法人まる	福岡市中央区野間3-19-26	4,930,000円	本事業においては、障がい者の文化芸術活動に対する深い理解及び著作権に関する知見、契約や販売等に関するノウハウが求められるとともに、令和3年度の事業開始から蓄積してきた作品データ等を活用しながら、今後も事業継続・展開していく必要があることから、引き続き左記契約の相手方を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第2係	092-643-3383
文化振興課	第31回(令和5年度)福岡県文化賞受賞者記念動画制作業務委託	令和6年7月9日	株式会社あのラボ	福岡市中央区平尾4-13-12	1,300,750円	記念動画には贈呈式＆記念イベント当日の様子を入れ込む必要があるが、作成を依頼する事業者は、県文化賞贈呈式＆記念イベントの準備・運営を委託している会社であり、文化賞贈呈式の動画データを保有しているため。また、当該事業者は、受賞者と贈呈式＆記念イベントの準備等で既に面識があり、スマーズに受賞者とコンタクトをとることが可能であることから、より深く受賞者の活動や取組を紹介する動画を作成することが可能であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第一係	092-643-3382
文化振興課 新県立美術館建設室	新福岡県立美術館ホームページ運営業務	令和6年4月15日	株式会社日本システムサプライ	福岡市中央区天神4丁目6番28号 天神ファーストビル	3,846,150円	当該ホームページについては、株式会社日本システムサプライが構築を行った。また、サーバーは現県立美術館のものを使用し運用している。今後もシステム運用について一的な管理が必要であり、その管理に必要な両ホームページのシステム情報を保有しているのは、システム情報の設計に携わった株式会社日本システムサプライ1社のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画班	092-643-3346

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
男女共同参画推進課	女性自立支援施設管理運営業務委託	令和6年4月1日	社会福祉法人福岡県社会事業団	福岡市博多区西春町西春町1-1-14	85,701,120円	本県には、女性自立支援施設の運営実績がある社会福祉法人は福岡県社会事業団及び嘉穂郡福祉協会の2法人あるが、嘉穂郡福祉協会は平成28年度末に(本事案と別の)女性自立支援施設を廃止しており、その際に運営する意思がないことを確認している。また、福岡県社会事業団は昭和22年から女性自立支援施設を管理・運営しており、長年の経験とノウハウを有している。よって、福岡県社会事業団以外には、女性自立支援施設の運営に関する専門的知識と経験を有する社会福祉法人は存在しないことから、福岡県社会事業団との特命随意契約とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性支援・保護係	092-643-3409
男女共同参画推進課	令和6年度福岡県男女共同参画センター事業委託業務契約	令和6年4月1日	公益財団法人福岡県女性財団	春日市原町3丁目1番地の7	90,846,000円	福岡県男女共同参画センターにおける事業は、男女共同参画に係る情報提供、調査研究、相談支援、研修等を実施するとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するものである。実施にあたっては、①県内全域での事業実施、②公共性・公平性の確保、③男女共同参画に関する専門知識、④女性団体、経済団体、市町村等事業推進主体とのネットワークが求められる。県内においてこれらの条件を満たし、事業を行える体制を備えているのは、本法人のみであるため、選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	参画推進係	092-643-3391
女性活躍推進課	「女性人材育成ネットワーク形成事業」運営業務委託契約	令和6年4月1日	公立大学法人福岡女子大学	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1	11,229,876円	当相手方は、令和5年度に企画提案方式で選定され、誠実に履行した実績を持ち、また、業務の根幹は大きな変化はなく、令和6年度も、前年度に形成したネットワークを活用し、確実に履行することが見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	人材育成係	092-643-3342
女性活躍推進課	女性IT人材育成事業(全体統括等事業)業務委託契約	令和6年4月1日	株式会社パソナ	福岡市中央区天神一丁目6番8号	22,143,000円	本事業は、経済分野におけるジェンダーギャップ解消を図るために、出産や子育て等で離職した女性がIT技術者として活躍できるよう、「研修」、「就職支援(マッチング)」、「就業継続、キャリアアップ支援」までをパッケージ化して提供するものであり、その実施には専門的な知識や運営のノウハウ、実績が求められる。当相手方は、令和5年度に企画提案方式で選定され、誠実に履行した実績を持ち、また、業務の根幹に大きな変化はなく、令和6年度も、前年度の実績を活用し、確実に履行することが見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	人材育成係	092-643-3342
女性活躍推進課	女性IT人材育成事業(女性IT・キャリア講座事業)業務委託契約	令和6年4月1日	ヒューマンアカデミー株式会社	東京都新宿区西新宿7-5-25	14,797,200円	本事業は、経済分野におけるジェンダーギャップ解消を図るために、出産や子育て等で離職した女性がIT技術者として活躍できるよう、「研修」、「就職支援(マッチング)」、「就業継続、キャリアアップ支援」までをパッケージ化して提供するものであり、その実施には専門的な知識や運営のノウハウ、実績が求められる。当相手方は、令和5年度に企画提案方式で選定され、誠実に履行した実績を持ち、また、業務の根幹に大きな変化はなく、令和6年度も、前年度の実績を活用し、確実に履行することが見込まれるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	人材育成係	092-643-3342

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
生活安全課	「福岡県の安全・安心まちづくり」ウェブサイト運用保守業務委託	令和6年4月1日	モア情報システム株式会社	福岡市南区大橋1-8-21 大橋西ロビル3階	1,039,720円	本システムは、モア情報システム株式会社が開発したものであり、独自のメール配信システム等備えたものであるため、特定のシステムに係る運用保守、改修等を当該システムの開発者に委託するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域安全推進係	092-643-3124
生活安全課	飲酒運転撲滅条例周知・通報訓練等促進業務委託	令和6年4月1日	一般財団法人福岡県交通安全協会	福岡市博多区千代1丁目25番15号	18,895,999円	本業務の遂行には、交通関係法令に関する知識と飲酒運転通報についての知識・経験が求められるため、交通関係法令を熟知し交通取締りや通報対応の実務経験を有する職員を多数配置している同協会でなければ実施できない。また、同協会は、道路交通法の規定に基づき県内で唯一、安全運転管理者講習を実施している。この講習は、多数の事業所(年間約16,000事業所)の「安全運転管理者」が年1回受講しなければならないものであり、この機会に飲酒運転撲滅条例の責務や罰則の周知、通報訓練通報訓練の実施勧奨、撲滅取組・宣言登録促進を行うことが可能である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交通安全係	092-643-3167
生活安全課	飲酒運転相談窓口運営業務委託契約	令和6年4月1日	医療法人優なぎ会	福岡市東区雁の巣1丁目26番1号	3,294,500円	医療法人優なぎ会は、アルコール依存症等の治療について実績を有する専門病院として、県内で唯一、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づく飲酒運転撲滅対策医療センターの指定を受けている雁の巣病院を運営する医療法人であり、県内のアルコール依存症の治療等の連携体制の構築の中核的役割を担っており、アルコール依存症対策及び飲酒運転への治療をはじめとした専門的対応に習熟した職員を多数配置し、アルコール依存症対策等の飲酒運転への相談対策に関する長い経験と深い知識を有している。以上のとおり、県内において、アルコール依存症をはじめとした飲酒運転に関する相談について他機関との連携も含めて対応体制を有し、本業務を最も円滑かつ効果的に実施することができる事業者は他にないため、同会を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交通安全係	092-643-3167
生活安全課	令和6年度福岡犯罪被害者総合サポートセンター運営業務委託契約	令和6年4月1日	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	非公表	19,287,218円	本契約により委託する業務は、犯罪被害者等への相談対応や支援を内容としているものである。公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターは、前身のNPO法人を含め平成12年から支援業務を行っており、平成21年には福岡県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている。警察から、犯罪被害者の被害情報等の提供を受けることにより、迅速かつ適切な直接的支援を行うことが可能となるなど、豊富な支援活動実績と専門的ノウハウを有しているため、同法人を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395
生活安全課	令和6年度性暴力被害者支援センター・ふくおか運営業務委託契約	令和6年4月1日	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	非公表	45,814,723円	本契約により委託する業務は、性暴力被害者等への相談対応や支援を内容としているものである。公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターは、前身のNPO法人を含め平成20年度から本件犯罪被害者全般総合窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の受託者であり、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける、平日夜間帯の相談及び付添い支援は、福岡犯罪被害者総合サポートセンターの職員が対応することとしている。このため、事案に応じ司法手続や行政手続きに関する直接的な支援等については、福岡犯罪被害者総合サポートセンターと連携を図りながら、性暴力被害者等への継続した支援が可能となるため、同法人を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
私学振興課	「Stanford e-Fukuoka」プログラム委託契約	令和6年4月1日	スタンフォード大学	アメリカ合衆国	8,383,650円	ディベート及びディスカッションを中心に構成された英語による異文化理解教育プログラムである「Stanford e-Fukuoka」プログラムを提供できるのは、スタンフォード大学のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	運営支援係	092-643-3083
私学振興課	令和6年度私立高等学校ワンヘルス教育推進事業業務委託契約	令和6年4月1日	公益社団法人福岡県獣医師会	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡13F	2,950,000円	福岡県獣医師会は、ワンヘルスに関する専門的な知識を有しており、令和3年度から県内の学校に配布しているリーフレットや副読本は県教育委員会と福岡県獣医師会が協同で作成している。また、既に令和3年度から県内の研究協力校10校を対象に実践活動の授業や教員向け研修を実施しており、関係機関との連携によって、各私立高等学校の特色に沿った授業の実施が可能であることが分かっている。他の業者で上記のように専門知識を有し、かつ高等学校での授業実施が可能な者がいないことから、福岡県獣医師会と委託契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	小中高等学 校係	092-643-3129
私学振興課	私立幼稚園に対するオンラインマント研修のためのホームページ改修事業業務委託契約	令和7年2月7日	一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会	福岡市中央区天神4丁目8番15号福岡ガーデンパレス内	1,980,000円	福岡県私立幼稚園振興協会は、各園や関係者との信頼関係や研修実施のノウハウを有している。加入園の教諭が頻繁にアクセスしている同協会ホームページを活用することで、効率的に研修を実施できる。他の業者で研修システムの構築をより効率的に行うことが可能な者がいないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	幼稚園・專 修各種学校 係	092-643-3130
私学振興課	令和6年度高校生の県内技術系企業への就職促進事業委託契約	令和7年2月18日	福岡県私学協会	福岡市中央区天神4-8-15	1,030,000円	本契約では、コーディネーターの確保や教員向け研修の実施に加え、委員会委員の選定、委員会の運営までを一括で委託するものであり、各私立学校の特徴を十分に把握し、かつ私立学校との密接なネットワークを有していることが必要不可欠である。福岡県私学協会は、県内の私立学校設置者を会員とし、私学教育の振興を図ることを目的に活動している団体であり、各私立学校との密な連絡調整を任せられる唯一の団体であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	小中高等学 校係	092-643-3129
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19-1	2,409,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人精華学園	福岡市博多区住吉4丁目19-1	1,088,800円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人博多学園	福岡市東区水谷1丁目21-1	1,385,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人東福岡学園	福岡市博多区東比恵2丁目24-1	1,613,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人都築学園	福岡市南区玉川町22-1	3,266,000円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人福岡工業大学	福岡市東区和白東3丁目30-1	1,775,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人中村学園	福岡市城南区別府5丁目7-1	1,079,600円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人九州中村高等学園	福岡市東区香椎駅東2丁目22-1	1,596,400円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人九州産業工学園	筑紫野市紫2丁目5-1	2,076,400円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人筑陽学園	太宰府市朱雀5丁目6-1	1,332,400円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人筑紫台学園	太宰府市連歌屋1丁目1-1	1,549,600円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人東海大学	宗像市大字田久1丁目9-2	1,110,400円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人東筑紫学園	北九州市小倉北区下到津5丁目1-1	1,019,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人折尾愛真学園	北九州市八幡西区堀川町12-10	1,013,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人九州国際大学	北九州市八幡東区平野2丁目5-1	1,390,000円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人福原学園	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1	1,394,800円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人久留米工業大学	久留米市上津町2228-66	1,379,200円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人柳商学園	柳川市本城町125	1,358,800円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
私学振興課	私立高等学校等就学支援金支給業務委託契約	令和7年3月26日	学校法人大牟田学園	大牟田市大字草木字羽山852	1,417,600円	高等学校等就学支援金は、高等学校等の設置者が受給権者に代わって受領することとなっている(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条)。よって、就学支援金の支給事務についても各々の学校設置者に委託することにより当該事務を適正かつ確実に実施することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	修学支援係	092-643-3139
青少年育成課	令和6年度非行少年等の就労支援事業に係る委託契約の締結について	令和6年4月1日	特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構	福岡市中央区舞鶴1丁目4番7号	6,391,000円	本事業は、非行少年保護施設、各地の保護司、少年サポートセンター、非行少年の雇用に協力する協力雇用主と連携して実施する必要がある。当該団体は経済団体が会員となり、協力雇用主の支援、非行少年の就労の促進に取り組んでおり、本事業を円滑に実施できるのは、関係機関との強固なネットワークを有し、非行少年の就労支援の実績とノウハウを有する当該団体のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3338
青少年育成課	福岡県若者自立相談窓口運営業務委託	令和6年4月1日	特定非営利活動法人JACFA	福岡市東区箱崎5丁目11番7	13,047,650円	当該業務は、関係機関及び支援対象者との信頼関係の構築が不可欠であり、実施機関を変更すると効果的かつ継続的な支援及び関係機関との連携を行えないことから、特命随意契約とするもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	令和6年度図書類等自動販売機追跡調査業務委託契約	令和6年4月1日	公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会	福岡市博多区千代4丁目29番46号	1,254,959円	当該業務を委託することができる相手方は、各地区に少年補導員を有し、各警察署等との連携体制を構築している公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会しかないと、同法人を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	「家庭でのネット利用のルール作りにつなげる保護者向け研修事業」業務委託契約	令和6年4月16日	ポールトゥワイン株式会社	愛知県名古屋市千種区今池1丁目5番9号	2,380,378円	ポールトゥワイン株式会社は、平成30年度から県内の中学校教員に対して、生徒のインターネットの適正利用、ネット依存防止に関する指導のあり方について研修事業を行っており、これまでの児童生徒への指導内容に十分な知識とノウハウの蓄積がある。保護者に対して、児童生徒への指導ポイントを捉えた一貫性のある効果的な研修を実施することが可能であり、十分な知識とノウハウを持つ同法人と契約を締結することが必要不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
スポーツ振興課	第24回福岡県ねんりんスポート・文化祭開催事業業務委託契約	令和6年4月1日	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3丁目1番7号	15,321,408円	当該団体は、厚生省(現 厚生労働省)通知を受け各都道府県に整備された「明るい長寿社会づくり推進機構」であり、高齢者の生活や健康、生きがいづくりに関する十分な知識、経験、情報を持つ。また、過去の実績から各市町村社協や老人クラブ、スポーツ・文化団体との幅広いネットワークを有するため、高齢者にやさしいイベントを企画することができるところから、本事業の効果的・効率的運営が可能な当該団体を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ推進係	092-643-3515
スポーツ振興課	令和6年度福岡県部活動改革推進事業業務委託契約	令和6年4月1日	公益財団法人福岡県スポーツ協会	福岡市博多区東平尾公園2丁目1-4	1,133,000円	当該団体は、県内における体育・スポーツの健全な発展に寄与することを目的として、県内スポーツの競技力の向上と、生涯スポーツの振興において中心的役割を担ってきた団体である。また、広く県民が、日常生活においてスポーツに親しめるようにするために、スポーツの普及・振興を図るとともに、トップアスリートの養成と競技力の飛躍的な向上を目指し、諸事業を実施している。このような理由から、当該団体を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ推進係	092-643-3515
スポーツ振興課	令和6年度福岡県パラスポート交流会開催事業業務委託契約	令和6年4月1日	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会	春日市原町3丁目1番7号	3,647,600円	本事業を実施するためには、障がい者スポーツに関する十分な知識をもち、また、障がい者スポーツ競技団体や障がい者スポーツ指導者協議会と連携を図りながら、企画・運営をしていく必要がある。当該団体は、県内全域で障がい者スポーツの普及・指導をおこなっている団体であり、障がい者スポーツに関する競技指導や体験時に使用する用具の使用方法などの専門的知識や技術を有し、また、障がい者スポーツ指導員の派遣も行っている。県内の他の団体で、障がい者スポーツを専門的に実施している団体は、他に存在しないことから、当該団体を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ推進係	092-643-3515
スポーツ振興課	令和6年度障がい者スポーツ推進事業(社会参加支援)業務委託契約	令和6年4月1日	福岡県障害者社会参加推進センター	春日市原町3丁目1番7号	7,599,000円	本業務においては、各障がい者団体と連携・協力しながら合意を形成し、事業を実施できることが求められるが、このような団体は、事業の企画立案等にあたり各障がい者団体と協議会を設置し、当事者団体の意見等を参考に事業を実施できる福岡県障害者社会参加推進センターを除いて、県内には他に存在しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	スポーツ団体支援係	092-643-3349
スポーツ振興課	令和6年度福岡県障がい者スポーツ・レクリエーション振興事業委託契約	令和6年4月1日	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会	春日市原町3丁目1番7号	5,555,000円	本業務は、障がい者スポーツに関する各種競技の知識及び実技の教育・指導等の専門的知識や技術が求められる。当協会は、障がい者に適したスポーツの普及・振興を図ることにより、障がい者の健康的維持、体力の維持増強を図り、障がい者の社会参加の促進に資することを目的として、平成元年9月に設置されて以来、本県の障がい者スポーツ・レクリエーション事業の普及・振興において中心的役割を担っている団体であり、このように本事業の目的を十分に達成しうる団体は県内において他にはないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	スポーツ団体支援係	092-643-3349

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
スポーツ振興課	令和6年度福岡県パラアスリート助成事業委託契約	令和6年4月1日	公益財団法人福岡県スポーツ推進基金	福岡市博多区吉塚本町13-50	23,681,850円	当該団体は、福岡県ゆかりのトップアスリートの活動を支援する事業やファンエンゲージメント促進事業、スポーツの魅力発信事業を実施している。今回、標記事業を当該団体に委託することで、障がいの有無に関わらず、本県ゆかりのトップアスリートに対し福岡県が一元的にその活動を支援することができる。また、本県ゆかりのパラアスリートの活動や活躍を、当該団体が行うファンエンゲージメント促進事業や魅力発信事業とリンクさせることで、障がい者スポーツの認知度向上や、共生社会の実現に寄与することから、当該団体を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	アスリート支援係	092-643-3991
スポーツ振興課	第36回全国健康福祉祭とつり大会(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)選手派遣事業委託契約	令和6年4月1日	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3丁目1番7号	22,500,204円	当該団体は、厚生省(現厚生労働省)通知を受け各都道府県に整備された「明るい長寿社会推進機構(以下、「推進機構」)」である。全国健康福祉祭は厚生労働省、開催地都道府県(全国持ち回り)、一般財団法人長寿社会開発センター(推進機構の上部団体)が主催となって開催され、高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である。実施にあたっては、推進機構が参加する会議の中で本事業に関する協議や情報共有を行っており、当該団体以外が受託した場合、主催者や各都道府県の推進機構との綿密な連絡調整が困難となる恐れがあることから、当該団体を選定したもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	アスリート支援係	092-643-3991
アジア文化交流センター	令和6年度九州国立博物館メールマガジン配信業務	令和6年4月1日	デジタル工房森組	熊本県熊本市	1,509,200円	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館が委託する公式ホームページ管理・運営業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館天満宮アクセストンネル斜行エレベーター設置に係る構造部設計業務	令和6年4月23日	株式会社エスティ設計	福岡市中央区大手門2-3-11	3,399,000円	構造部分の設計には、外壁や梁、鉄骨等の設計と連携したデータ等を用いて行う必要があり、その詳細なデータ等を有しているのは、株式会社エスティ設計のみであるため、当該業者を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館 令和6年度特集展示「人吉・球磨の玉手箱」に係る展示資料等輸送業務(借用)	令和6年6月3日	日本通運株式会社福岡支店	福岡市博多区下呉服町1番1号	5,694,110円	特集展示にて展示予定の文化財の一部所蔵者から過去に貸し出した際の実績を勘案し、日本通運株式会社による輸送を貸出条件として受けている。当該文化財は今回の特集展示に必要不可欠なものであるため、所蔵者の要望通り日本通運株式会社を選定するものとし、他の文化財についても同地域から短期間に効率よく収集・返還する必要がある為、経済性・効率性の観点から一括して同社を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	展示課	092-929-3297
アジア文化交流センター	九州国立博物館天満宮アクセストンネル斜行エレベーター設置工事に係る工事監理業務	令和6年8月5日	株式会社エスティ設計	福岡市中央区大手門2-3-11	2,420,000円	当該業者は、九州国立博物館斜行エレベーター設置工事に係る設計業務を行った業者である。対象工事は斜行エレベーターの設置という設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられており、設計業務の受注者以外では工事監理を行うことが困難となるため、競争入札に適さないことから、当該業者を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(あじっぱ体験ゾーン平日開室に伴う監視業務)	令和6年4月1日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	1,514,145円	株式会社九電ビジネスフロントは、来館者対応等業務の現委託先(令和5年3月に一般競争入札により決定)であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、来館者対応等業務の現委託先と同一の相手方と契約を締結することが必要不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	令和6年度九州国立博物館パーキングシステム保守業務委託	令和6年4月1日	アマノ株式会社九州パーキング支店	福岡市博多区堅粕3丁目6番15号	1,980,000円	博物館開館以来継続利用している保守対象パーキングシステムはアマノ株式会社が製造しており、機器の保守や故障時における部品の供給及び交換作業は、当該機器の製造者であるアマノ株式会社でしか実施することができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(あじっぱ体験ゾーン平日開室に伴う監視業務)	令和6年10月1日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	1,442,707円	株式会社九電ビジネスフロントは、来館者対応等業務の現委託先(令和5年3月に一般競争入札により決定)であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、来館者対応等業務の現委託先と同一の相手方と契約を締結することが必要不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	文化財売買契約	令和6年10月29日	有限会社白水	東京都港区芝公園1丁目2-17	3,300,000円	「中細形銅戈」は代替品がなく、所蔵者である当該法人以外からは購入することができないため、当該法人を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交流課	092-929-3291
アジア文化交流センター	九州国立博物館令和6年度特集展示「人吉・球磨の玉手箱」に係る展示資料等輸送業務(返却)	令和6年12月16日	日本通運株式会社福岡支店	福岡市博多区下呉服町1番1号	2,604,687円	特集展示にて展示した文化財の一部所蔵者から過去に貸し出した際の実績を勘案し、日本通運株式会社による輸送を貸出条件として受けている。当該文化財は今回の特集展示に必要不可欠なものであったため、所蔵者の要望通り日本通運株式会社を選定し、他の文化財についても同地域から短期間に効率よく収集・返還する必要がある為、経済性・効率性の観点から一括して同社を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	展示課	092-929-3297
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(特別展「はにわ」に伴う追加ボスト配置)	令和6年12月25日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	2,068,707円	当該業者は、通常開館時における来館者対応業務の現委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するために、通常開館時と同一の相手方である株式会社九電ビジネスフロントを選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	令和7年度九州国立博物館第4期情報システムに係る運用保守業務委託	令和7年3月31日	西日本電信電話株式会社九州支店	福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号	20,641,500円	本業務は情報システムを常時正常な状態で使用できるようにするものであり、システムの設計・開発を行った西日本電信電話株式会社九州支店でなければ、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応等ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館リモートシステム運用保守業務	令和7年3月31日	西日本電信電話株式会社九州支店	福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号	1,705,000円	機器保守、機器の設定内容の確認、不具合時の原因特定及び普及作業を他の情報システムに影響を及ぼすことなく迅速かつ安全に実施することができるリモートシステムを構築した西日本電信電話株式会社福岡支店のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額(税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
アジア文化交流センター	令和7年度九州国立博物館第4期情報システムに係る運用保守業務	令和7年3月31日	西日本電信電話株式会社九州支店	福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号	20,641,500円	九州国立博物館の情報システムを安定的に運用するためには、システムに不具合が発生した際の復旧作業及び不正侵入を受けた際の迅速な対応を行う必要があり、また、専門知識が求められるため、その機器及びソフトウェアの設定内容について精通している必要がある。これは情報システムを構築したものの他には実現できないことから、当該業者を選定するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館リモートシステム運用保守業務	令和7年3月31日	西日本電信電話株式会社九州支店	福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号	1,705,000円	九州国立博物館の情報システムにアセスメントノウハウを安定的に運用するためには、システムに不具合が発生した際の復旧作業及び不正侵入を受けた際の迅速な対応を行う必要があり、また、専門知識が求められるため、その機器及びソフトウェアの設定内容について精通している必要がある。これは情報システムを構築したものの他には実現できないことから、当該業者を選定するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
女性相談支援センター	令和6年度福岡県DV被害者等自立生活援助事業業務委託契約	令和6年4月1日	特定非営利活動法人アジア女性センター	福岡市博多駅東3丁目9-3-403	4,244,000円	被害者からの相談を受け支援を行っていくために必要なノウハウや実績を有しているのが、アジア女性センターのみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	保護課	092-574-0267
女性相談支援センター	令和6年度福岡県男性等DV相談業務委託契約	令和6年4月1日	NPO法人DV対策・予防センター九州	福岡市早良区原8丁目31-30	5,769,500円	本事業は男性等のDV被害者及び加害者の電話や面接相談を実施するもの。そのため、男性等のほか加害者を対象とした業務に係る専門的知識やスキルが求められる。当団体は特に加害者対応ができる人材やノウハウを備え、令和5年度本契約において企画提案方式で選定され誠実に履行した実績をもち、また、業務内容は令和5年度から変更ではなく、令和6年度も確実に履行することが見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	相談支援課	092-574-0267
消費生活センター	令和6年度高齢者・障がい者の消費者被害防止事業	令和6年4月18日	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	福岡市博多区博多駅前1-18-16-302	5,029,728円	当事業者は、令和4年度事業において企画提案方式で選定された者であり、これまでの業務遂行を通じて本事業に関するノウハウを有しており、過去の実施状況を踏まえて、より効果的・効率的に事業を実施し、目標達成を図ることができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	相談啓発課	092-632-1600
消費生活センター	令和6年度福岡県消費者安全確保地域協議会設置促進研修業務委託契約	令和6年5月24日	公益社団法人全国消費生活相談員協会	東京都中央区日本橋堀留町2-3-5グランドメゾン日本橋堀留101	2,612,450円	同協会は、令和4年度に企画提案型契約方式により委託業者に選定され、当該業務を誠実に履行した実績があることから、本契約も確実に履行することが見込まれる。また、業務内容は、昨年度から変更がなく、同協会と契約を締結することにより、本研修事業を効果的かつ効率的に実施できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	相談啓発課	092-632-1600